第１７５回

近畿地方交通審議会

神戸船員部会議事録

令和５年４月２８日

神戸運輸監理部

［第１７５回　近畿地方交通審議会　神戸船員部会議事録］

１．日　時　　令和５年４月２８日（金）　１５時３０分から
２．場　所　　神戸運輸監理部　調停室
３．出席者
（公 益 委 員）奥見部会長、櫻庭委員、渕委員（ウェブ）、石黒委員
（労働者委員）浦委員、和田委員、中野委員
（使用者委員）南委員、加藤（潔）委員、加藤（琢）委員
（運輸監理部）臼井監理部長、馬谷海事振興部長、大山海事振興部次長、
　　松村海上安全環境部調整官（欠）
（事　務　局）大當船員労政課長、西田船員職業安定係長
４．議　事
（１）　管内の雇用状況等について
（２）　船員に関する特定最低賃金の改正について
（３）　その他
５．閉　会

［ 議　事　概　要 ］

海事振興部次長

お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

皆様おそろいになりましたので、ただいまより第１７５回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催いたします。

なお、４月１日で神戸運輸監理部長が替わりましたので、議事に先立ちまして、神戸運輸監理部長より皆様にご挨拶を申し上げます。

監理部長、お願いします。

運輸監理部長

・・・監理部長あいさつ・・・

海事振興部次長

ありがとうございました。

監理部長はここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

運輸監理部長

ありがとうございました。

海事振興部次長

お時間を頂きまして、ありがとうございます。

それでは、部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

最初に、事務局から、委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日の委員出欠状況につきまして、ご報告いたします。

今回からウェブ併用による会議開催としております。

公益委員のウェブによる出席を含めまして、本日、全委員のご出席をいただき、本部会は有効に成立していますことをご報告いたします。

なお、行政側から、本日、海上安全環境部調整官が欠席となっております。

続きまして、本日の配付資料のご確認をお願いいたします。

・議事次第

・資料１　「第１７４回近畿地方交通審議会　神戸船員部会　議事録（案）」

・資料２　「神戸船員部会資料、神戸管内職業紹介実績（Ｒ５．３月分）」
・資料３　「全国版船員職業紹介実績一覧表（Ｒ５．２月分）」
・資料４　「令和４年最低賃金審議等状況」
神戸船員部会運営規則
神戸船員部会情報
以上となりますが、資料の過不足等ございませんでしょうか。よろしいですか。

部会長
では、議事に入ります。
最初に、第１７４回船員部会の議事録について、お諮りします。資料１の議事録について、案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長
異議なしということで承認されたものといたします。
続きまして、議題（１）、管内の雇用状況等について、事務局より説明願います。

（雇用状況等説明）

船員労政課長
それでは、資料２に基づいて、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。
３月期の新規求人件数は、３３件で、前月差 －２５件、前年同月差では、－７件でした。
月間有効求人件数は、１１２件で、前月差 －５件、前年同月差は、－１７件でした。
新規求職件数は、１２件で、前月差 ＋２件、前年同月差では、－４件でした。
月間有効求職件数は、３１件で、前月差 ＋２件、前年同月差は、－２５件でした。
ちなみに、新規求職者の平均年齢は、４８．９歳、月末有効求職者の最高年齢は、７３歳で、お二人おられまして、船長と司厨長をされていた方でした。
次に、求人側から見た成立件数は、８件、求職側から見た成立件数は、４件でした。
３月の月間有効求人倍率は、３．６１倍で、前月比 －０．４２ポイント、前年同月比では、＋１．３１ポイントでした。
１ページ飛ばしていただきまして、管内の求人・求職・成立の内訳をご覧ください。

新規求人は、３３件で、内訳は、職員が２５件、部員が８件、船種別では、タンカーを含む貨物船が、２３件、タグボートなどその他船舶の求人が１０件でした。

甲機別では、甲板部の求人が、１８件、機関部の求人が、１５件でした。

新規求職者は、１２名、内訳は、職員が７名、部員が５名で、船種別では、タンカーを含む貨物船を希望する方が、１０名、タグボートなどその他の船舶を希望する方が２名でした。

甲機別では、甲板部が７名、機関部が２名、事務部が３名で、年齢構成としては、３０歳未満の方が２名、３０歳代は、２名、４０歳代は、３名、５０歳代は、２名、６０歳代以上の方が３名でした。

続きまして、次のページにある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、本人都合により離職された方は、３名、期間満了を含めて会社都合で離職された方は、２名、乗船中の方は、３名で、そのうち離職の具体的理由として給与が低く、生活ができないとあげられている方がおられました。

また、失業保険給付満了のための再登録、未経験の方等、その他の理由で求職される方が、４名おられました。

次のページ、管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。３月は、求人成立数が８件、求職成立数が４件ありました。

その次のページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧下さい。

資料２の最後になります。雇用保険失業等給付の受給者数及び支給額です。

前月末現在の受給者は、５名、３月の新規受給者は、ありません。３月の減少は、３名で、内訳は、支給期間満了の方が２名、海技大学校に受講指示を受けていた方が卒業されたため、移管による減少が１名おられました。

３月中の受給者実員数は、４名ですが、受講指示の方が移管前の精算を行われていますので、延べ人数としては、５名となっています。

結果、基本手当の支給額は、７８４，９９７円を支給しました。

下段にいきまして、就職促進給付は、１件　３３３，６４１円、高年齢求職者給付金は、１件　３４１，７５０円を支給しています。

次に、資料３をご覧ください。こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。

全国の船員の２月分の実績は、新規求人件数が１，１５０件、新規求職件数が２８９件、有効求人倍率は、３．７７倍で、前月比＋０．０１ポイントでした。

これに対し、厚生労働省がとりまとめた陸上職　１月分の有効求人倍率の全国値は、１．３５倍で前月から－０．０１ポイントとなっています。前月の部会では１２月分の有効求人倍率の全国値を１．３５倍とご報告していますので、本来ならば、横ばいと報告するところですが、今月の厚生労働省の報道発表資料では１２月分が１．３６倍と修正されておりました。これは、令和４年１２月以前の数値については、令和５年１月分公表時に新季節指数により改定されているためです。

１月分は、１番有効求人倍率が高かった福井県の２．００倍を始め、有効求人倍

率の前月差が全国的に減少しており、増加したのは、高知県の＋０．０４ポイントを筆頭に、全国で１２県でした。兵庫県の就業地別の有効求人倍率についても同様に新季節指数により改定され、１２月分が１．１９倍から１．２０倍、１月分が１．１９倍でしたので、－０．０１ポイントとなっております。
簡単ではありますが、説明は以上になります。

部会長
ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

労働者委員
求人するとき、例えば失業して求職するときに申し出る、登録する局は、本人さんが任意でどこでもできますか。

海事振興部次長
求職はできます。失業給付を受けるのであれば、住所地を管轄する局となります。

労働者委員
住所地。

海事振興部次長
はい。

労働者委員
求職は。

海事振興部次長
求職の申込みはどこでも出来ます。

労働者委員
求職はどこでもできる。今、ネットでも引けるというとこですね。
何回もという言い方は悪いですけど、転職、就職を繰り返す方がおられると思いますけど、そういう方って大体、データが残ってると思いますけど、分かりますよね。

海事振興部次長
求職のときに、ご自身の履歴とか前職の状況とかを書いていただきますので、そういう意味では分かると思います。

労働者委員

分かりました。

部会長

ほかに、何かご意見等ないでしょうか。

１点だけよろしいですか。資料の２の３ページで、離職された理由で、給料が低いというお話があったかと思いますけど、それはこの方の特別な勤務先の事情ということになるんですか。

船員労政課長

求職票に記載する際に、今、頂いているお給料ではちょっと生活が厳しいので、転職したいとお聞きしています。家庭環境の事情ですとか、具体的な内容までは、深くはお聞きしていないです。

部会長

最低賃金を割っているとか。

船員労政課長

前職の金額をお聞きしましたが、それが最低賃金割っているわけではありませんでした。その方にとっての生活レベルでは合わないということだと思います。

部会長

分かりました。

海事振興部長

この方がどういう方は分からないですけど、よく聞くのは、若い人は今、ＳＮＳで、同級生同士でつながっていたりして、自分の会社は幾らもらっている、友達の会社は幾らもらっていると話をしたら、おまえのとこの会社のほうが給料が高いなという話になって、じゃあ、そっち行こうかなとか、そういう情報交換がよくされていて、それで船会社を替わる方もいらっしゃると聞いたりもします。

この方がそれに該当するかどうかは分かりませんけども、いわゆる休暇だとか給料だとかで、実際働いてみて比較をして、その中で転職を考える事例もあるように聞いたりしたことはあります。

部会長

分かりました。

ほかに何か、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

労働者委員

失業保険の給付の関係で、１名の方が再登録をされた。

船員労政課長

求職票を再登録されたのは、失業保険が満了した方です。満了したら求職票の有効期間は切れてしまうので、次のお仕事が決まってない場合は、もう一度求職票をご提出いただき、再登録することになります。

失業保険の給付のダブルカウントについては、海技大学校を卒業されて地元に戻られる方で、移管前の精算をしているためです。精算は、丸々１か月分と、移管されるまでの、神戸で受ける日割り分になります。

労働者委員

その再登録。

１人の方が２つで。

海事振興部次長

普通に求職の申し込みをされたら、翌々月の末までが有効期間なので、それを超えると再登録してもらうようになりますが、失業給付のある方は、受給期間中は、自動的に求職票が有効になるという意味で、今の方は支給が終わったので再登録をされたということだと思います。

海事振興部次長

終わるまでに決まらなかったので再登録。人によって求職票の有効期間は、失業保険を受けているか受けてないかで若干変わってきます。

労働者委員

ということは、給付期間満了で、満了と同時に求職を再登録だから。

海事振興部次長

そうです。

労働者委員

給付はないけど、求職のほうは生きてるという理解ですね。

船員労政課長

そうですね。

海事振興部次長

極端な話、求職票を出さないということであれば、それはそれで終わってしまう。

労働者委員
だから、そのとおりですね。

海事振興部次長
はい。

労働者委員
そうですか、分かりました。

部会長
ほかにありますでしょうか、ないですかね。
ないようでしたら、議題（２）船員に関する特定最低賃金の改正について、事務局より説明をお願いします。

海事振興部次長
資料４をご覧ください。
４月４日時点の令和４年度船員最低賃金の審議状況につきまして、前回部会以降の変更部分を朱書きにて追記しております。４月４日時点と、かなり古い情報になりますが内容的には現時点でも変わりがございません。
前回、船員部会時において記載のあったもの、表中、黒字表記部については、全て発効済みとなっており、神戸の改正最低賃金についても、４月１６日から発効しているところです。改めまして、最賃部会、船員部会でのご審議等いただきましたことにお礼申し上げます。
赤字表記のうち、北陸・信越局分につきましては、昨日から効力を発しており、四国は、明日２９日から効力を発します。また、北海道は、月が変わってゴールデンウイーク中の５月４日から効力を発することとなります。九州につきましては、現時点で決定公示がまだなされていない状況となっております。
事務局からは以上です。

部会長
ただいまの報告等につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

（なし）

部会長

よろしいでしょうか。
では、議題（２）は以上として、議題（３）のその他に移ります。
委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

労働者委員
今日の資料説明は後であるの。

海事振興部次長
最後に。プレス等を簡単に説明させていただきます。

労働者委員
神戸船員部会の運営規則の改定は、平成２０年から何も変わってない。

海事振興部次長
その他で説明させていただく予定です。

労働者委員
その他、よろしいでしょうか。

部会長
はい。

労働者委員
国総交第１３５並びに国総物第１０５号、令和５年３月２９日付け、「公共交通政策審議会からの働きかけのお願いについて」と「公共交通物流政策部門官公庁からのご協力のお願い」が各地方運輸局長と運輸局宛に出されておりますが、この中で、特に中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援や、地域公共交通や地域観光業などに対する支援についての働きかけと働きかけの状況についても報告予定とされております。神戸運輸監理部管内の今後の具体的な働きかけと、令和４年９月の同交付金創設時の推奨事業メニューの７、８に関係する当地域での現在の支援状況などについて、分かりやすく教えていただければ幸いです。
というのが、地域の公共交通や観光事業などについては、コロナの問題で相当冷え込んだ状況になっております。その中で、昨年からの支援という形の中で、今どういったことの支援がなされていて、これからどういったことを働きかけていこうと、この神戸運輸監理部管内でやっていこうとしているのかを、今回、答えられなければ次回でも構いませんので、支援対象も含めて、次回お知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

海事振興部次長
　それにつきましては、地方自治体等への働きかけの分ですか。

労働者委員
　これは、各地方運輸局と運輸局長宛にお願いするもの。

海事振興部次長
　地方運輸局長等に、各自治体に働きかけるようにという中身ですね。

労働者委員
　そうですね。

海事振興部次長
　部署が違いますので、確認してからまたお答えしたいと思いますが、神戸運輸監理部では、監理部長自らが回って働きかけも行っておりますので、その辺の状況についてまた確認して、次回、分かる範囲で回答させていただきます。

労働者委員
　既に去年の９月から始まっているので、去年の９月時点での支援も分かれば、教えていただければ。

海事振興部次長
　詳細は分からないですけど、監理部管内で複数の自治体において何らかの形で支援メニューがあったと思いますので、その辺も確認して、分かる範囲になるとは思いますが、次回、お答えさせていただきたいと思います。

労働者委員
　あれ、いずれにしても各自治体ベースだけど、もちろん自治体から、こういう形で支援したという報告は上がってくるんですか、来ないですか。

海事振興部次長
　いや、自治体さんの方から、これこれやりましたというのは、こちらへの報告としては上がってはこないと思います。

労働者委員
　そうですか。

労働者委員

報告もしなさいとなっていますので。

海事振興部次長

そうなんですか。報告しなさいというのは、どういう働きかけをしたかを本省へ報告しなさいではないですか。

労働者委員

働きかけをしたのかということ。

海事振興部次長

担当が違うので、文書そのものを見てませんが、その辺りも担当のほうに確認して、どこまできちんとお答えできるかは分かりませんけど、また次回ということですみませんが、よろしくお願いいたします。

労働者委員

せっかく予算が取れたのですから、配られて当たり前ですので、できる限り疲弊した事業に対して支援されるよう、どうぞよろしくお願いします。

部会長

ほかに、何かありますでしょうか。

（公益委員なし）
（使用者委員なし）

部会長

行政は、いかがですか。

海事振興部次長

神戸船員部会資料について、ご説明したいと思いますので、船員部会資料をご覧ください。

最初に、プレスリリース等として５件つけております。順番に行きたいと思います。

１点目、プレスではありませんが、令和５年度船員災害防止実施計画の概要についてつけております。

船員災害の防止に関する法律の規定に基づきまして、国土交通大臣は、５年ごと、船員災害の防止に関する基本となる事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、その実施を図るため、毎年、災害防止実施計画を作成しております。令和５年度につきましては、第１２次基本計画のスタート年次となり、災害防止実施計画につい

ても、災害減少目標、重点対策とも基本計画と同一の内容となっております。

２点目につきまして、３月３０日発表の「洋上通信の利用に関するアンケート」結果の公表となっております。

洋上における通信環境につきましては、陸上に比べて利便性が低いことが指摘されており、船内でのネット環境の現状や船員等のニーズについて調査した結果となっております。

３点目は、４月４日発表の「小型旅客船のハッチカバーに関する点検結果等」となっております。

知床遊覧船事故を受けまして、昨年１２月中旬から全国一斉に実施しておりました、ハッチカバーの確実な閉鎖に関する指導・点検結果及び隔壁の水密化等の検討結果等になります。

４点目は、４月１９日発表の「船員安全・労働環境取組大賞（ＳＳＳ）の募集」となっております。

前述の船員災害防止基本計画に基づく取組の一環として、船舶所有者、船員等の労働災害防止、安全運航、健康管理、労働支援に関するすぐれた取組を表彰するとともに、先進的な事例を公表することで広く周知し、各事業者の安全対策の推進を図ろうとするものです。

５点目は、４月２６日発表の小型旅客船等の安全対策事業の補助の公募となっております。

こちらにつきましても、知床遊覧船事故関連で船舶の安全基準が強化されることに伴う措置で、安全設備の早期導入について支援を行うための公募となっております。

プレスは以上となります。

以下の資料につきましては、定例のスクラップ記事、内航海運輸送動向、月例報告となっておりますので、また改めましてご確認をいただけましたら幸いです。

事務局からは、以上です。

部会長

ただいま、事務局から資料説明がありましたが、委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。何かありますでしょうか。

（なし）

部会長

なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

部会長、議事進行をありがとうございました

本日の船員部会は、これにて終了となります。

次回につきましては、予定どおり、５月２６日金曜日１５時３０分、この場で開催しますので、よろしくお願いいたします。

なお、５月８日にコロナが５類に移行しますので、今日を最後に、このアクリル板を外させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、本日は、ありがとうございました。